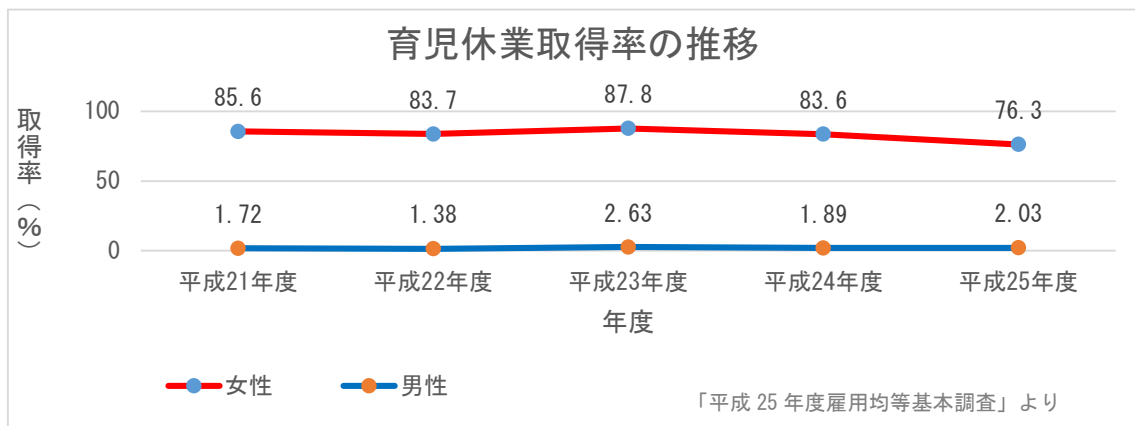


男性が育児休業を連続して5日以上取得（勤務を要しない日を除く）すると

男性労働者とその労働者を雇用している市内事業者に

育メン応援奨励金

が交付されます！



国においても育メンを応援する「イクメンプロジェクト」を推進しています。2009年、男性も子育てしやすい社会の実現に向けて、育児・介護休業法が改正されました。しかし、上のグラフからもわかるように、男性の育児休業率は依然として低い状況にあります。

男性の育児休業取得は事業者にとっても、ご本人にとってもいいことばかりです。あなたも育休をとってみませんか？

【男性労働者のメリット】

- ① ゆっくりと子どもの成長を見ることができる
- ② お母さんを支えることができる
- ③ リフレッシュすることができる
- ④ 家族の絆が深まる



【事業者のメリット】

- ① 社員のモチベーションアップ
- ② 優秀な人材を採用できる
- ③ 企業のイメージアップ
- ④ 仕事の効率化、情報の共有化の仕組みづくりのきっかけになる



【育メン応援奨励金の申請について】

対象者と交付額		勤務日で5日以上育児休業を取得した男性労働者：1日あたり5千円（上限10万円） ※男性労働者には島田市が発行する金券により交付する 上記労働者を雇用する市内事業主：1日5千円（上限10万円）
支給要件	男性労働者	①島田市在住であること ②雇用保険の被保険者として雇用されていること ③養育するために連続して5日間（週休日その他の勤務を要しない日とみなされる日を除く。）以上の育児休業をした後に復職していること ④市税等をそれぞれの納付の期限内に納めていること
	事業者	①上記交付対象者を雇用していること ②市内に事業所等を有すること ③雇用保険の適用事業主であること ④労働協約、就業規則等により育児休業制度を設けていること ⑤市税等をそれぞれの納付の期限内に納めていること
提出書類		①育メン応援奨励金交付申請書兼実績報告書 ②交付対象者が市内に住所を有する事実を証明する書類 ③育児休業に係る子の出生の事実を証明する書類 ④交付対象者の育児休業申出書の写し ⑤交付対象者の出勤簿等育児休業状況を確認できる書類の写し ⑥交付対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し ⑦育児休業制度に関する労働協約、就業規則の写し

【申請の流れ】

育児休業終了復職1か月後
1月以内に交付申請書兼
実績報告書(他必要書類)を提出



市から
交付決定通知書兼
交付確定通知書



請求書の提出



市から奨励金の
金券交付(振込)



※申請書等は島田市のHPよりダウンロードするか、商工課窓口にて配布しております。

お問い合わせ・提出先

島田市 産業観光部 商工課
〒427-8501 島田中央町1-1
電話：0547(36)7164 FAX：0547(37)8200
E-mail:syoukou@city.shimada.lg.jp